

ムラタ健保の付加給付

(2019年4月現在)

付加給付：

ムラタ健保の加入者を対象にした独自の給付制度にもとづく給付のことで、法定給付に上積みされます。

これに対して、健康保険法に定められた給付は、**法定給付**と呼ばれます。

ムラタ健保の付加給付は、右表のとおりです。

(傷病手当付加金・延長傷病手当付加金・出産手当付加金は、任意継続の方には支給されません。)

給付の種類	給付の内容	支給手続
一部負担還元金 家族療養費付加金	被保険者または被扶養者が、保険医療機関に支払った1人1カ月の自己負担額(月別・1件・1診療科ごとで高額療養費を除く)から、一部負担還元金限度額※を控除した額の7割が支給されます。(100円未満切捨て)	健保組合から自動的に支給
合算高額療養費付加金	合算高額療養費に該当したとき、自己負担額の合計額(合算高額療養費を除く)から、1件につき一部負担還元金限度額※を控除した額の7割が支給されます。(100円未満切捨て)	
傷病手当付加金 延長傷病手当付加金	傷病手当金の支給開始から法定の1年6カ月の期間、原則直近の継続した12カ月間の標準報酬月額平均額の10%が法定給付(同66.7%)に上乗せして支給されます。 また法定の1年6カ月終了後も支給の条件を満たす場合は、原則直近の継続した12カ月間の標準報酬月額平均額の76.7%が延長傷病手当付加金としてさらに最長1年間支給されます。	傷病手当及び付加金請求書を本社フィールドセンタ HR サービス課経由で健保組合に提出
出産手当付加金	出産手当金が支給される期間、原則直近の継続した12カ月間の標準報酬月額平均額の10%が法定給付(同66.7%)に上乗せして支給されます。	出産手当及び付加金請求書を本社フィールドセンタ HR サービス課経由で健保組合に提出

※一部負担還元金限度額

標準報酬月額	83万円以上	50,000円
標準報酬月額	53万~79万円	35,000円
標準報酬月額	28万~50万円	30,000円
標準報酬月額	26万円以下	20,000円
低所得者(住民税非課税者)		20,000円

